

# 報 告 書

令和8年3月31日

北九州市議会議長 中村 義雄 様

保健福祉子ども委員会  
委員長 金子 秀一

次のとおり報告します。

## 記

- 1 派遣議員 金子 秀一、森本 由美、中村 義雄、西田 一、小松みさ子、  
中村じゅん子、伊藤 淳一、柳井 誠、小宮 良彦
- 2 目 的 (1) 終活支援について  
(2) ひきこもり支援について  
(3) ほほえみごはん事業について  
(4) 川崎市子どもの権利に関する条例について  
に関する調査研究
- 3 派遣場所 静岡市、千葉市、東京都大田区 及び 川崎市
- 4 派遣期間 令和7年10月20日（月）から  
令和7年10月22日（水）まで 3日間

## 5 用務経過

### (1) 終活支援について（静岡市）

静岡市の高齢化率は、政令市の中では本市に次いで2番目の高さであり、一人暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯も増加している。

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けていくためには、本人の判断能力があるときに、終末期の延命治療等の意思や財産の状況について、あらかじめ整理し、準備しておくこと（終活）が重要であることから、静岡市では「終活支援優良事業者認証事業」や「終活情報登録・伝達事業」等においてその支援を進めているところである。

本市における高齢者福祉の充実の取組の参考とするため、静岡市議会において、静岡市保健福祉長寿局安心感がある温かい社会推進課から説明を受けた。



## 【説明概要】

### ア 高齢化の現状

○高齢化率は31.2%で、後期高齢者の割合も増加傾向にあり、病状判断や手術同意の困難、病院・施設入所時の身元保証人の不在など、終末期に関する課題が増大している。また、身寄りのない高齢者の増加により、これまで家族頼みであった対応が困難になり、個人の終活を通じた準備の必要性が高まっている。しかし、終活の知識・理解や実践が進んでおらず、何から手を付けたらよいか分からない、終活支援に関する業務を行う事業者に対し、不安や不信感があるといった課題があった。

### イ 終活支援優良事業者認証事業

- 市民が安心して終活に関する事業所を利用できるよう、終活支援事業所を市が認定する事業を令和5年度から開始した。
- 事業者からの申請に基づき、市の書類審査及び訪問調査を経て3年間の認証を付与し、随時更新を行う。また、認証された事業所は市が公表している。
- 認証基準は弁護士、司法書士、公認会計士、消費生活相談員、地域包括支援センター職員など、多様な専門家で構成される附属機関での議論を経て策定された。

組織運営の健全性・継続性、契約締結・履行の丁寧さ、サービスの質確保といった観点を主要な審査項目としている。

○寄付遺贈事業者の扱いは、審査項目で特に議論となったが、利益相反関係が生じる可能性があることから、認証の対象外とした。また、中途解約に関しても、本人の権利を尊重し、容易に解約できる基準を設けている。

○現在2社認証しており、利用者は約100名とのことである。

○利用者からは市の認証であれば安心して利用できる、だまされているのではないかという不安がなくなったという声が、また、事業者からは市の認証があることで自信をもって事業展開できるという声があった。さらに、NHK等で制度が紹介されたこともあり、他自治体の方から静岡市へ転入したいといった声もあった。

#### ウ エンディングノート

○家族関係の希薄化などにより、高齢者の希望を家族等が共有できないという課題があった。そこで、本人に判断能力があるうちに病気や介護、終末期医療や葬儀の対応についてあらかじめ準備しておくことによって、意思表示ができなくなっても分かるようにすることが必要だという視点からエンディングノートを作成している。

○予算額は71万2,000円で、主に印刷費用である。昨年度末の時点で、約1万6,500部配布している。

○考えが変わったときに書き直しがしやすいよう、切り離しが出来るようにしており、市のホームページにエンディングノートと同じ内容を掲載している。また、文字を大きくしたり、ケアマネジャーや主治医が使いやすいよう項目を設定したりするなどの工夫をしている。

#### エ 終活情報登録伝達事業

○高齢者の方が事前に市へ緊急連絡先、かかりつけ医、服用薬やエンディングノートの保管先といった16項目の終活情報を登録し、市は登録書を交付する。その後本人の判断能力の低下や意思表示が難しくなった際、病院や警察から問い合わせがあると市がその情報を伝達するという仕組みである。開示できる情報やその範囲は本人が決めることができる。

○医療機関や警察など、関係機関ごとに考え方や連携方法が異なるため、事業周知や理解促進のためのネットワークづくりに苦労した。

○予算額は約129万円で、印刷代や郵便料が主である。

○今年の4月に開始して、利用者は9月末時点で14人である。今後周知して、さらに利用者を増やしていきたいと考えている。

○利用者からは、「子供に障害があり、自分が倒れたあとのことを整理できてほっとした」、「今後の人生に前向きになれた」といった声があった。今後も利用者ア

ンケート等を通じて、こういった項目を登録すればよいかを工夫し展開していくこととしている。

#### オ エンディングプラン・サポート事業

○市が事業者による死後事務が終了するまでの一連の過程を見届けるなどのサポートを行う事業であり、令和7年11月から開始予定である。

○事業開始に合わせて、終活に関するリーフレットを作成し、配布する予定である。

#### カ 課題と今後の展開

○終活支援事業者によっては預託金や入会金で約100万円を支払う必要があり、お金がないと利用できないことから、お金の有無にかかわらず、身寄りのない方への支援ができないか模索しているところである。また、現在は、65歳以上を終活の対象として取り組んでいるが、65歳未満でも持病がある方など、幅広い年齢層もサポートの対象とするかが課題である。

○現在は国の所管省庁や法令がないが、今後、個々の高齢者が亡くなった後の事務や身元保証を制度化するという動きがある。その際は、現在の課題についても方針が出てくるかと思うので、市で行っている事業を確実に進めつつ、国の動きを注視していきたいと考えている。

### 【主な質疑】

#### ア 終活支援優良事業者認証事業について

○認証を受けていない事業者の把握状況について

→市内には認証を受けていない事業者も複数存在すると把握しているが、届出・登録制度がないため正確な数は不明である。認証事業開始当初に説明会を開催したところ、7社が参加し、うち2社が認証の申し込みをした。認証を受けなくても活動は可能だが、認証基準と合わないため取得しない事業者もいる。

○契約金などの費用について

→市は費用面について言及しておらず、事業者で利用料金の設定をしてもらっているが、明朗会計であることを認証基準に含めている。

○地域包括支援センターの負担増について

→高齢者のサポート業務は本来の業務ではないが、必要な場面で地域包括支援センターが支援しているのが現状。シャドーワークのような負担が発生している認識はある。

○医療的判断を要するケースでの対応について

→終末期医療の希望など、本人の意思表示が医療的妥当性や宗教上の理由と異なる場合、トラブルになる事例は現時点ではない。本人の意思を尊重しつつ、医療的な妥当性を踏まえて判断するとしている。厚生労働省（人生会議）支援ガ

イドラインも参考にしている。

○認証事業実施要綱における訪問調査の実施者について

→認証後のフォローアップで行う活動状況報告の訪問調査は、市職員が実施する。

○内部監査の重視事項について

→認証事業者の内部監査については、特に社会福祉法人に対して、コンプライアンスや個人情報管理の徹底など、法人更新の際の内部監査と連動した形で実施されているかを重視している。

イ 終活情報登録伝達事業について

○市民が登録する際の課題について

→市民が登録する際には、1対1の関わりが必要となるため、市職員の負担が大きい。

○情報の電子化・DX化の検討状況について

→現在は紙媒体での情報管理が主だが、将来的にはDX化（電子申請・電子開示など）の検討も進めている。横浜市の事例なども参考に、システム化による効率化を目指す。

○利用者が紙で登録した情報の更新について

→年に1回、利用者へ手紙を送付し、情報の変更がないか確認する。

(2) ひきこもり支援について（千葉市）

千葉市は、ひきこもり状態にある方及びその家族への相談支援等を行う「ひきこもり地域支援センター」と、悩みを持つ若年層への支援を行う「子ども・若者総合相談センターLink」が同じ建物内（こころの健康センター）にあり、同じ法人が事業受託している点を生かし、両者が連携して、生きづらさを抱えた方への幅広い支援を行っている。

本市における地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進の取組の参考とするため、千葉市議会において、千葉市保健福祉局精神保健福祉課から説明を受けた。





## 【説明概要】

### ア 千葉市のひきこもりの概要

○千葉市のひきこもり数の推計は約1万2,600人で、これは内閣府の「子ども若者の意識と生活に関する調査」にて15歳から39歳の2.05%、40歳から64歳の2.02%がひきこもりの可能性があるという結果に、千葉市民の数を掛けたものになる。また、文部科学省が公表している千葉市の小中学校の不登校児童生徒数は、令和5年度時点で2,142人である。

### イ ひきこもり地域支援センターについて

○ひきこもり地域支援センターは、平成28年2月の設置当初から現在まで同じ法人に委託している。相談員は常勤換算で7名配置しており、社会福祉士、キャリアコンサルタント、産業カウンセラーの職員が相談支援・関係機関のネットワーク構築・普及啓発等を行っている。

○センター運営委託決算額は年々増加しているが、これは主に人件費である。また、居場所運営をしている団体に対して新規5万円、継続3万円のひきこもりサポート補助金を支出しているが、補助実績は例年1～2団体となっている。

○相談支援実績は、最も多いのが電話、次いで来所相談となっている。相談者は本人とその家族がほぼ同数で、その他支援者等からの相談となっている。性別は男性が女性の約2倍で、年代は20～40代が多い。

○関係機関のネットワーク構築として、地域課題や制度・仕組みについては、主に「地域自立支援協議会全体会」、「地域自立支援協議会運営会議」及び「千葉市子ども・若者支援協議会代表者会議」で協議する。また、個別ケース会議は、ひきこもり地域支援センターの職員、子ども・若者総合相談センターLinkの職員、こころの健康センター職員が参加し、原則月1回定期的に行っている。さらに、子ども未来局や教育委員会の関係部署が出席する不登校・ひきこもりに関する連携会議を行っている。

○普及啓発活動として、ひきこもりに関する講演会を年2回開催しているが、参加者が毎年100人近くと、多くの方が関心を寄せている。また、ひきこもり本人を

見守る家族のつどいを開催し、昨年度は計5回、延べ20人の参加があった。

- ひきこもり当事者の社会参加と自立を目指すための場として、居場所活動を行っている。絵画・工作・軽スポーツなどのプログラムを実施したり、若者を対象に同世代交流の場を提供したりしている。
- 地域に潜在するひきこもりの方を早期に発見し、支援につなぐ役割を担う「ひきこもりサポーター」の養成研修を行っている。すでに多くのサポーターが養成されており、活躍の場を勘案して現在は2年に1度の開催となっている。

#### ウ 子ども・若者総合相談センターL i n kとの連携

- 子ども・若者総合相談センターL i n kは、ひきこもり地域支援センターと同じ建物内（こころの健康センター）にあり、同じ法人に委託している。30歳代までの子供・若者及びその家族等を対象としており、本人及び家族が、ひきこもりだと思っていない、または思いたくない場合はL i n kに相談できる。両機関で連携して多様な相談スタイルや相談員とのマッチングが可能である。

#### エ 課題と今後の展開

- ひきこもりの方を継続的に支援しているが、外出できるようになる、就労や就学するなど、目に見えて結果が出るまでには時間がかかるケースが多く、途中で支援が中断してしまうケースも少なくない。
- 国の調査で試算したひきこもり推計者数（12,600人）と、センターにおける相談者数（約300～400人）を比較すると差が大きく、ひきこもっていることを隠すなど、相談につながっていないケースが多く存在している可能性がある。
- 潜在しているひきこもりの方を支援につなげるために、ひきこもり地域支援センターを広く周知するとともに、本人や家族にとって相談しやすい方法・手段を用意していく必要がある。
- メタバースを活用した支援を令和7年度中に実施予定である。インターネット上の仮想空間（メタバース）で、自分の分身であるアバターを用い、顔や実名を出さずに交流ができるのがメリットである。最寄り駅からセンターまでの道のりを空間として疑似体験し、最終的にはセンターに来てもらうことを目指している。
- 国内で広く普及しており、実名を出さずに気軽に利用できる手段として、SNS（L I N E）を利用した相談を、令和8年度から実施することを検討中である。

#### 【主な質疑】

- ひきこもり地域支援センターとL i n kの違いについて  
→ひきこもり地域支援センターは、千葉市在住のひきこもり状態にある当事者とその家族が対象で、L i n kの対象は30代までの若者全般で、不登校に限らず、あらゆる困りごとを聞いている。明確な線引きは難しいが、ケースによっては

両方の相談員が対応する場合もある。

○不登校からひきこもりになるケースが多いが、教育委員会との連携はどのように行っているか

→隔月でひきこもり地域支援センターとLinkとで事例を出し合い、支援について共有し、連携を図っている。市の組織としては保健福祉局と子供未来局と教育委員会と所管が異なるが、現場では教育センターとの連携も進めている。

○ひきこもりサポーターが相談支援や就労支援などの役割を担うことに関して、どのように周知し、成果に結びつけるのか。

→市政だより、ホームページ、SNSなどで周知を行う。サポーター養成研修は、ベーシック研修でひきこもり当事者への理解を深め、フォローアップ研修で居場所活動支援を実施している。今後の課題としては、サポーターの活動場所の確保や、情報提供の難しさがある。

○医療につなげることの難しさについての視点や考え方

→ひきこもり当事者が医療を拒否する場合、無理に医療につなげようとする、本人と家族との関係性が悪化する可能性がある。まずは家族への寄り添いと面談を繰り返し、家族の気持ちを楽にすることを心掛けている。医療につなぐことが正解とは限らず、本人の意思を尊重し、時間をかけて支援していく必要がある。精神保健センターの医師と連携し、ケースに応じて判断している。

### (3) ほほえみごはん事業について（東京都大田区）

大田区社会福祉協議会では、令和2年6月に3歳の女兒が家庭内で1週間放置されて亡くなる虐待事件が発生したことをきっかけに、子育て世帯が孤立することなく、日ごろから地域とつながって相談できる環境をつくることを目的に、ボランティアが月に一度、食品を直接自宅に届けて見守りを行う、ほほえみごはん事業を令和2年11月から開始した。

本市における「こどもまんなかcity」の実現に向けたこども・子育て支援の推進の取組の参考とするため、大田区社会福祉協議会において、大田区社会福祉協議会地域ボランティアセンターから説明を受けた。



## 【説明概要】

### ア 事業概要

- 0歳から18歳までの子供がいる子育て世帯に、絆サポーターと呼ばれる無償ボランティアが月に一度、食品を直接届けて見守りを行うもので、利用期間は1年間となっている。
- 令和2年の虐待事件をきっかけに、大田区社会福祉協議会（以下、「社協」という。）として何ができるかを検討した際に、子育て世帯が日頃から地域とつながって相談できる環境づくりが重要だと考え、既存のほほえみ訪問事業という高齢者の見守り活動に、フードパントリー事業を組み合わせ、ほほえみごはん事業を考案した。事業の立ち上げの際は、ニーズがどこにあるのかをスクールソーシャルワーカーや子ども家庭支援センターに問い合わせた。
- 社協が普段行う業務としては、利用者の募集、管理、状況確認や絆サポーターとのマッチング、絆サポーターの募集、登録、管理、提供食品の選定や管理、そしてサポーター向けの連絡会や研修会の開催を行っている。
- 大田区からの業務委託費は1,100万円（人件費等含む）で、区で購入する食料品の費用は270万円である。これはこども家庭庁の児童虐待防止対策等総合支援事業費の国庫補助金から充てられている。
- 現在の登録世帯は76世帯で、58名のサポーターが見守りを行っている。開始当時の累計は326世帯となっている。

## イ 事業の効果

- 申し込みをする方の約9割は物価が高く生活がギリギリで、食をきっかけに申し込みを行うが、絆サポーターのかかわりや、地域からの情報が利用世帯のエンパワメントにつながっている。また、絆サポーター側も、地域における役割や生きがいを持つ機会の創出につながっている。
- 絆サポーターが直接子育て世帯に関わることによって、自ら子育ての課題に気づき、見守り体制の強化を図るなど、子育てしやすい地域づくりにつながっている。
- 利用者からの声（利用終了後のアンケートより）
  - ・「サポーターとつながれてうれしい」「地域の人との交流ができた」
  - ・「食品がとても助かった」「買い物する余裕のない子育ての時期に、食品を届けてくれて感謝している」
  - ・「担当者がこまめに連絡をくれたので、身近な相談ができて心の余裕を持つことができた」
  - ・「子ども食堂やイベントなどの情報提供をたくさんしてくれたので良かった」
  - ・「これまで地域とつながれず孤立していたので、リフレッシュできた」

## ウ 今後の課題

- 必要な支援につながっていない世帯がいるので、マンパワーの拡充やスキルのフォローアップや向上が必要である。
- 大田区では外国人世帯が増加しており、現在、支援を待っている世帯全部が外国人世帯である。やさしい日本語対応や、必要な知識の獲得が課題である。
- 事業を継続し拡大させつつ、子ども家庭センターやスクールソーシャルワーカー、子ども食堂、学習支援団体などとの連携を深め、役割分担や情報発信を強化する必要がある。
- 行政窓口のハードルの高さを踏まえ、社協が地域の方とつながり、関係性を築き、隠れたニーズを把握し、適切な機関へつなぐ予防的な役割が重要である。

## 【主な質疑】

- 絆サポーターが近所の人の場合、配ることで貧困が知られる問題はないか。  
→個人情報保護については、本人から同意を得ており、最低限の情報のみを伝えている。トラブルがないよう、マッチングや情報共有の場で注意を払っている。サポーターには守秘義務を伝え、研修を通じて個人情報保護の重要性を説明している。
- 絆サポーター向け研修の内容  
→過去には児童虐待について、スクールソーシャルワーカーの役割や地域の現状について研修を行った。今年度は、子供の権利条約について研修を行い、今後

は内閣府のつながりサポーター養成講座や、NPO法人を招いて子供の貧困対策の研修を行う予定。

○ボランティアが家庭に入り込むことについて、線引きはあるか。

→基本的に専門的な助言は不要と伝えている。ただし、訪問中気になる報告があれば、社協に報告してもらい、社協が対応する。緊急性の高い情報であれば専門機関に直接報告する。

○申し込みから利用開始までの期間が2週間～2か月と差が大きいのはなぜか。

→絆サポーターが多くいる地域と少ない地域があり、ニーズがある地域は絆サポーターが少ない傾向にあるため、マッチングに時間がかかることがある。また、利用者の配達希望時間が絆サポーターの対応可能時間と合わないことがある。

○広報活動の方法について

→関係機関の紹介が主で、その他に社協のホームページ、区が発行する子育てハンドブック、地域広報誌、子育て支援情報の一括郵送などを活用している。また、電話申し込みとしているのは、以前、グーグルフォームで申請を受け付けた際、かなりの待機者を作ってしまい、また、順番が回ってきたときには申し込んでいたことを忘れていたという人もいたため、制度をしっかりと読み込み、理解していただいた方に申し込みをしてもらうよう、あえてハードルを上げている。

○食材の仕分けはどうしているか。

→社協が選定した食材を区に購入してもらい、近くで借りている倉庫に保管している。届けてもらう食材は2か月ごとに絆サポーターの自宅に送っているが、その食材は、絆サポーターにボランティアで箱詰めを手伝ってもらっている。箱詰めであれば協力できるというサポーターもおり、毎回6～7人は手伝ってくれる。

#### (4) 川崎市子どもの権利に関する条例について（川崎市）

川崎市子どもの権利に関する条例は、平成12年12月に全国に先駆けて制定された。令和7年4月に本市で施行された「子ども基本条例」制定に向けた検討を進めていた際にも、川崎市子どもの権利に関する条例やそれに関連する取組を参考にした。

本市における「こどもまんなかcity」の実現に向けたこども・子育て支援の推進の取組の参考とするため、川崎市議会において、川崎市こども未来局青少年支援室から説明を受けた。



## 【説明概要】

### ア 条例制定の背景・制定過程

- 1990年代は体罰、家庭・一時保護所等での虐待、学校内での非行、不登校の増加など、子供を取り巻く環境は厳しい状況にあった。また、市民の4割近くが、子供の権利保障が不十分であるというアンケート結果が出た。
- 市民の中でなんとかしなければという機運の高まりがあったこと、子どもの権利条約が日本で批准されたこと、また、当時の市長が教育現場の出身だったこともあり、条例制定に向かって動き始めた。
- 制定にあたっては、1998年8月に「子ども権利条例検討連絡会議」へ諮問し、約2年間をかけて200回以上の会議や市民集会等を開催した。対象者は大人のみ、子供のみ、大人と子供と一緒に意見交換を行うなど、様々な方法で市民と話し合いを行った。1999年6月に中間とりまとめを発表し、2000年6月に条例骨子案が策定され、子ども権利条例検討連絡会議から市長へ答申がなされた。その後、12月議会で可決され、翌年の4月に施行された。
- 条例制定は教育委員会事務局が事務局を担ったが、施行後の進行管理は市長部局で総合的かつ計画的に進めていくこととなった。

### イ 条例の特徴

- 子どもの権利条約の理念に基づいていること、特定の分野に特化したものではな

く、子供にかかるところを広く総合的に捉えている。

○前文があり、第1章・第2章で基本的な理念・原則・言葉の定義に触れ、第3章で実際の生活に即した権利保障の在り方や施策に関わる規定、そのための仕組みが第4章から第7章で述べられている。

○北九州市子ども基本条例の第4条第3項に、「自分の権利が尊重されるのと同様に、ほかの子供の権利を尊重する」という趣旨の条文があるが、川崎市もそれを大切にしており、権利があるのだから何をしても良いと曲解されないよう、学校現場等で子供の権利を伝える際は必ずセットで、周囲の人も同様に権利があることを伝えている。

#### ウ 子供の権利保障の仕組みづくり

○子ども会議では、自分たちで設定したテーマで1年間話し合いを行い、年度末に市長へ提言を行っている。対象は小学校4年生以上で、現在40人程度のメンバーが登録し、月に2回程度のペースで活動している。

○子どもたちの居場所づくりや、やりたいことができる環境づくりを目指し、川崎市中部に子供夢パークという施設がある。曜日によっては火を使ったり、工具を使ったりして自由に遊ぶことができる。子どもの権利条例の象徴的な場所として運営を行っている。

○子どもの権利委員会を設置し、10人の委員が3年の任期で市長からの諮問に対し答申を行っている。直近では、子供の相談及び救済機関の利用促進というテーマで答申を行った。また、提言に対し、対応を適切に行っているかの検証を行っている。さらに、条例制定当初から子どもの権利の行政計画の進捗管理を行っており、計画は第7次まで策定している。

#### エ 条例に基づく主な広報啓発事業

○川崎こどもの権利の日を条例で11月20日と定めている。これは国連で条約が採択された日をもとにしており、その前後で子供の権利の普及啓発を重点的に行っている。令和6年度は「うんこドリル」を使ったステージショーを、令和5年度はEXILEのメンバーで川崎市市民文化大使の松本利夫(MATSU)氏のトークショーを行った。

○条例について記載した三つ折りのリーフレットを、市内の公立・私立の小中高特別支援学校の全児童生徒に配布している。毎年配布しているため、条例の認知度は大人より子供のほうが高いというアンケート結果も出ている。また、保護者も子供を介してリーフレットを目にするため、子供のいる大人といない大人とでは、認知度に大きな差が開いている。

○Jリーグフロンティア連携事業として、昨年度は法務局と合同で、川崎フロンターレのホームゲームに合わせて競技場付近でブースを出展し、啓発活動を行った。

○こども文化センターやわくわくプラザは指定管理者が運営を行っているが、指定管理の応募条件に子供参加の会議体を設けることを明記している。

#### オ 課題及び今後の展望

○現状では条例改正の予定はない。平成17年中に一部改正されたが、これは他の法令変更や社会情勢の変化に対応するためのもので、実質的な中身は変わっていない。ヤングケアラーなどの新たな課題は、条例に盛り込むことは可能だが、基本的には個別の条例や法律で対応していく方針である。

○条例の認知度が、大人が4割、子供が5割から上がりず停滞気味である。普及啓発の方法は今後考えなければならない。

#### 【主な質疑】

##### ○権利救済委員会の設置状況

→条例第35条に基づき、子供の権利擁護のための相談・救済機関として「人権オンブズパーソン」が設置されている。日々相談を受けており、年間約80件の対応実績がある。機能的・実効性のある権利救済委員会のような組織を目指しているが、現時点ではオンブズパーソンがその役割を担っている。

##### ○こども会議のメンバー選定方法や開催頻度、任期について

→こども会議のメンバーは、学校からの推薦ではなく、本当にやりたい子を公募で募っている。特に任期はなく、小学校から高校生まで参加する子がいる。学校で馴染めない子が、子ども会議を居場所としているケースもある。テーマは大人側から提案するのではなく、子供が話し合っていて決めている。

##### ○指定管理施設で設置する子供の会議体について

→常設で行っているところもあるが、そこまでは条件に規定しておらず、夏のイベントのために設置するところが多い。ただ正直なところ、事業者によって温度差があり、熱心な施設もあれば、市が言うから仕方なくという施設もある。

##### ○学校との連携について

→教育委員会との連携は不可欠である。こどもの権利の日の集いをはじめ、常にかかわりを持ち、一緒に取り組んでいるものが多い。また、各学校に人権教育担当の先生を配置し、その先生を通じて子供の権利について伝わるような仕組みを構築しているが、先生方によって熱意に差があるのが現状である。

##### ○川崎フロンターレとの連携について

→日頃から市政に協力していただいております。子供関連だと、虐待防止のオレンジリボン運動をしたり、地域の保育園でサッカー教室をしたり、公園に遊具を寄付したりしている。

##### ○条例の認知度や実効性の評価について

→条例ができて25年がたち、子供の権利に対する意識は向上しているものの、認知度や実効性を数字で示すのは難しい面がある。しかし、条例が制定された当時を知る子供たちが大人になり、親となったときに子どもの権利を大切だと感じるなど、着実に意識の浸透は進んでいると実感している。

## 6 意見交換（11月13日 保健福祉子ども委員会）

視察後、委員会で各視察先の取組について意見交換等を行った。

### 【主な意見・質問】

#### （1）終活支援について

##### ○本市のエンディングノートの作成、配布状況

→北九州市社会福祉協議会が「私のこれからノート」を作成し、市役所、市民センターなどに約2万部配布しており好評を得ている。また、ネーミングも前向きだと評価されている。

##### ○静岡市のエンディングノートは差し替え式になっており、ケアマネジャーと高齢者が共同で最新情報に更新しやすい。また、様式をホームページからダウンロードできることは、画期的で良いと感じた。

##### ○後日、静岡市にエンディングノートの印刷にかかる費用を問合せたところ、直近で5千部を印刷した際は1冊あたり税込83.16円とのことだった。一方、本市は広告料で賄っているため無料とのことであり、本市の努力が感じられる。

##### ○ノートのネーミングや内容を見直して、高齢者だけに特化したものではなく、40代、50代のファミリー層も利用できるようにしたほうが良いと思った。

##### ○自分の情報を市に登録し、いざというときに利用できる終活情報登録制度は本市にもあったら良いと思った。

##### ○終活支援優良事業者認証事業は、終活支援の事業者を市が認証することで、市民の安心感を高め、詐欺防止にもつながるため、本市でも導入を検討してほしい。

##### ○現金、不動産の生前寄附・遺贈寄附事業は、空き家対策にもなるため、本市も参考にできるのではと感じた。

#### （2）ひきこもり支援について

##### ○千葉市では、不登校やひきこもり問題に対して、本市の教育委員会、子ども家庭局、保健福祉局、精神保健福祉センターにあたる組織で連携し、局レベルで個別事例を検討する仕組みが導入されていた。縦割り行政を横断する連携体制は、子供の年齢や障害の有無による支援の分断を防ぐこととなり、非常に参考となる。

##### ○不登校からひきこもりへの移行はレアケースではない。教育委員会が把握している不登校児童生徒の情報を、子ども家庭局等と情報共有することが必要である。

- ケース会議を通じて個別の事例に対して情報共有を行うことで、結果的に施策につながり、家族の犠牲や悲惨な事件の予防になると思う。
- 千葉市はひきこもり支援センターと若者支援センターが同じ建物のフロアにあり、委託先も同じであるため、情報共有ができています。本市はすてっぷとYELLが同じところにあるが、事業者が違うため共有ができていないと感じる。
- 千葉市のひきこもり支援センターは、精神疾患のあるひきこもりの方の相談も受け入れ、どこかへつなぐ姿勢を持っている。本市の相談窓口においても、病院へ行ってくださいで終わらせるのではなく、まずは聞いて、共感する姿勢を持っていただきたい。
- 千葉市は「こころの相談センター」という名称を使っていたり、各区役所に「福祉まるごと相談室」という窓口を設置したりと、相談のハードルを下げる工夫をしていると感じた。

### (3) ほほえみごはん事業について

- 大田区社会福祉協議会は、ほほえみごはんの他にも、絆サポーターというくくりの中での家事支援や高齢者・障害者訪問、また、子ども食堂、災害ボランティア、企業の社会貢献活動、フードドライブ事業等を幅広く行っており、その経験を生かしながらほほえみごはん事業の成功につながっていると感じた。
- 食料提供だけではなく、地域の方のつながりを深め、親の孤立を防ぐことができる。1年間で利用者が元気になったという事例があり、ボランティアの力が大きい。心のつながりを強化できる事業として、ぜひ本市でも実施していただきたい。
- ボランティアやサポーターと家庭との間で友達のような関係が生まれ、それが人間関係の形成、見守りにつながる良い仕組みである。
- 食中毒対策等の観点から乾物を提供するため、すぐに食を確保できるわけではないが、地域の方が届けることで話す機会が生まれ、子育て世帯を孤立させない取組であり、本市でも必要であると感じた。
- 事業を始める前に、まずは現状の把握から始めたら良いのではないかと。本市にもフードバンク、フードパントリーのような食べ物を集めて配る活動はあるか。  
→本市として直接的な食糧支援は行っていないが、NPO法人等の民間事業者が子育て家庭を含む食糧支援を行っていることは承知している。
- すばらしい事業だと思った。民間単独では大変だと聞いているので、本市も民間の活動を承知しているのであれば、官民連携で実施すべきではないか。
- 自分の校区では、食料を届けるイコール貧困と認識されないよう、情報管理を徹底している。大田区のようにオープンなコミュニケーションを取ることで、孤立から守れるという視点は勉強になったが、貧困というレッテルを貼られることへの懸念

は常にあり、その辺の扱いは微妙であると感じている。

#### (4) 川崎市子どもの権利に関する条例について

- 川崎市では毎年全児童・生徒に3つ折りのパンフレットを配布しており、また、オンラインパーソンや権利委員会等の救済システムの周知のため定規にして配布し、学校ごとに配置された人権担当の先生からの説明を行っている。このような取組の積み重ねが、認知度アンケートで半数近い方が条例を知っているという結果に繋がっており、参考になるところがたくさんあった。
- プレーパークや夢パークなどの子供の居場所づくり、子ども会議による当事者参画、子どもの権利委員会による救済機関の設置、かわさき子ども権利の日を通じた啓発など、人権の取組が総合的にバランスよく機能している。
- 川崎市の「うんこドリル」のように、保護者も含めて主体的に関わってもらえるようなPRグッズがあると良いと思う。本市議会で新たに設立したプロジェクトチームで作成を検討したい。
- 川崎市が毎年パンフレットなどを配布している取組を参考に、本市でも周知の努力を引き続き行っていく必要がある。また、易しい言葉で子ども向けのリーフレット等を作成する取組を、プロジェクトチームの中で早く進めていくべき。
- 相当な作業量が必要ではあるが、每期ごとに計画を立て、検証委員会で検証している取組は実効性があるため、本市の条例見直しにおいて参考にすべきと感じた。
- 本市の条例をよりよくするため、今後も川崎市と連携し参考にしていきたい。
- 市議会も行政任せにするだけではなく、主体的に様々な取組を行う必要がある。

7 随員職員	議事課委員係	岩瀬 美咲
	政策調査課政策担当係長	田中 康雄